

学習サービス審査員
是正処置手順書

制定：2012年7月17日

一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会

学習サービス審査員評価登録センター（CLSAR）



制定・改定履歴

版番号	制定・改定年月日	制定・改定内容
制定	2012年7月17日	学習サービス審査員是正処置手順書として制定

1. 目的

学習サービス審査員評価登録センター（以下、当センターという。）は、当センター又は審査員の活動に不適合等の問題があった場合、再発防止を目的に不適合の発生原因又は、これらの潜在的な原因を調査し、不適合の原因の除去に必要な是正処置を実施するための手順を定める。

2. 適用範囲

異議及び苦情申し立て案件の処理を通じて検出された原因に対し、当センターが是正処置を実施させるものとする。

3. 是正処置の検討、決定と実施及び効果の確認

- ① 当センターは、当該グループ及び当該者を招集し、原因の調査及び分析を行い、対応策を検討する。
- ② 当センター長は対策案が妥当であれば実施を指示する。
- ③ 必要に応じて、センター長がCLSAR運営委員会に報告・連絡・相談を行い、承認を得る。
- ④ 当センター長は効果の確認をし、是正処置報告書に押印する。
- ⑤ 効果がみとめられない場合は、①に戻り、再度対応策を検討する。

4. 記録

・「是正処置報告書」には以下の事項を記載する。

- ① 記録年月日
- ② 件名
- ③ 報告者
- ④ 異議及び苦情が発生した年月日・内容・原因
- ⑤ 是正処置の決定及び実施内容
- ⑥ 是正処置の実施結果

5. 効果の確認と報告書・記録の保管

- ① 実施した是正処置については、定期報告として半年に1回、CLSAR運営委員会に報告し、業務改善を図っていく。
- ② 是正処置報告書は当センターが責任をもって保管・管理する。